

## 平成 31 年度邦楽地域活性化事業 実施要綱

### 1 趣 旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、地域における芸術活動を担う人材の育成及び環境づくり並びに日本の伝統音楽（以下「邦楽」という。）の継承発展に寄与し、あわせて創造性豊かな地域づくりに資することを目的とし、都道府県等との共催により、公共ホール等を拠点とした邦楽分野の演奏家（以下「演奏家」という。）による地域交流プログラム及び公演等に関する事業を実施する。

### 2 定 義

この要綱において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ表の右欄に定めるところによる。

(1) 都道府県等	都道府県又は都道府県に係る指定管理者等（(4)に規定する指定管理者等をいう。（2）及び（3）において同じ。）
(2) 政令指定都市等	政令指定都市又は政令指定都市に係る指定管理者等
(3) 市町村等	市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）又は市町村に係る指定管理者等
(4) 指定管理者等	①地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として指定を受け、地方公共団体の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体 ②地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設立された、公益財団法人等（①を除く。）のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

### 3 対象団体等

#### (1) 対象団体

本事業は、都道府県等又は政令指定都市等を対象とする。

#### (2) 主催団体の決定

地域創造は、(1)の対象団体から提出された「邦楽地域活性化事業申込書」(別記様式(1-1))等をもとに審査し、当該事業を主催する団体（以下、「主催団体」という。）を決定の上、当該主催団体に対して速やかに通知する。

#### (3) 地域交流プログラム実施団体

下記4(2)の地域交流プログラム(以下、「地域交流プログラム」という。)を実施する団体(以下「実施団体」という。)は次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める団体とする。

##### ① 主催団体が、都道府県等の場合

主催団体が選定した管内の市町村等（原則として3団体）が実施するものとする。

主催団体自らが地域交流プログラムを実施することを希望する場合等については、事前に地域創造と協議するものとする。

##### ② 主催団体が、政令指定都市等の場合

主催団体（地方自治法第252条の20に規定する行政区を含む。）又はその近隣の市町村等

が実施するものとする。

近隣の市町村等が実施する場合の団体の選定については、事前に地域創造と協議するものとする。

#### 4 事業内容

主催団体は、実施団体と連携し、次の3つの事業を実施する。

##### (1) 研修プログラム

###### ① 全体研修会

主催団体は、管内の公共ホール職員、文化行政担当者、教育関係者等を対象に、邦楽分野による地域交流プログラム及び公演の企画・制作に必要な実践的ノウハウを取得するための研修会を開催する（原則として1回）。

なお、当該研修会は、文化行政担当者や公共ホール職員、教育関係者等に広く公開する内容を含むものとし、邦楽事業に関する情報提供の機会とする。

###### ② 手法開発研修会

主催団体は、地域創造と協力して、主催団体及び実施団体の職員並びに演奏家を対象に、地域交流プログラム等に関する手法開発を目的とする研修会を開催する（4日又は5日間の連続した日程で1回）。

また、主催団体は、当該研修会において主催団体が選定した学校で下記4（2）①のアウトリーチプログラム実地研修を実施する。

##### (2) 地域交流プログラム

実施団体は、原則として3日間の連続した日程で次の地域交流プログラムを実施する。

また、実施団体は、地域交流プログラムの実施に向けて、演奏家、コーディネーター及び主催団体等による事業打合せを現地において実施する（原則として1回）。

###### ① アウトリーチプログラム

学校等でのミニコンサート等により、地域との交流を図るプログラム（原則として1団体4回）をいう。

###### ② ホールプログラム

公共ホール等において開催するコンサート又はワークショップ等により、地域との交流を図るプログラム（原則として1団体1回）をいう。

ホールプログラムとしてコンサートを行う場合は有料公演とし、入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

##### (3) 総括公演プログラム

主催団体は、総括公演（ガラコンサート）を実施する（原則として1回）。

総括公演は有料公演とし、入場料収入は主催団体に帰属するものとする。

#### 5 経費負担

事業実施に伴う下記の経費については、地域創造が負担する。

ただし、下記以外の経費及び主催団体又は実施団体が前項に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については、主催団体又は実施団体の負担とする。

##### (1) 演奏家に係る経費

事業参加に係る報酬（出演料、謝金等を含む）、現地移動費を除く旅費（地域創造の規定に基づ

く、以下同じ)、楽器運搬費、損害保険料、総括公演プログラムの合同練習に係る経費(会場費及び演奏指導を行う作編曲者の旅費等)

## (2) 主催団体が支出する経費

主催団体が支出する研修プログラム及び総括公演プログラム実施に係る経費並びに地域交流プログラムの実施に係る経費(ホールプログラムに係るものに限る。)のうち、別紙対象経費(450,000円を限度とする。)

なお、主催団体による演奏家選定に係る経費については、別途負担する。

## (3) 実施団体等が支出する経費

実施団体が支出する地域交流プログラム実施に係る経費のうち、別紙対象経費(1実施団体につき50,000円を限度とする。)

なお、主催団体自らが地域交流プログラムを実施することを希望する場合については、事前に地域創造と協議するものとする。

## 6 事業実施に対する支援

### (1) チーフコーディネーターの派遣

地域創造は、本事業の実施において、演奏家の選定方法、事業計画の立案及び事業の円滑な運営に関する助言等を行うため、地域の芸術活動に詳しい専門家をチーフコーディネーターとして派遣する。

### (2) コーディネーターの派遣

地域創造は、本事業の実施において、事業担当者のコーディネート能力の向上及び地域交流プログラムのノウハウ蓄積に関する助言を行うとともに、演奏家に対して地域交流プログラムの実施手法について助言を行うため、企画制作の経験が豊富な専門家をコーディネーターとして派遣する。

### (3) アドバイザーの派遣

地域創造は、必要に応じ、主催団体の制作責任者、演奏家等に対し、企画内容についてより専門的な助言及び情報提供を行うため、企画内容に応じた専門家等をアドバイザーとして派遣する。

### (4) 講師等の派遣

地域創造は、必要に応じ、研修プログラム実施時に講師等を派遣する。

## 7 提出書類等

### (1) 事業申込書(別記様式1-1~1-3)

平成31年度に本事業の実施を希望する都道府県等又は政令指定都市等は、実施予定会場のパンフレット等を添えて、平成30年8月31日(金)までに提出すること。

なお、指定管理者等が申請をする場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申を受けること。

### (2) 実施計画書、事業収支予算内訳(別記様式2-1~2-4)

本事業の実施を希望する都道府県等又は政令指定都市等は、事業内容決定後すみやかに提出すること。

地域創造は、提出書類の内容を審査したうえで共催の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(3) 実績報告書、事業収支実績内訳、負担金請求書（別記様式 3-1～3-5、4-1～4-2）

事業終了後 30 日以内に、別途指示する関係書類を添えて提出すること。

なお、別記様式 3-2 及び 3-3 については、公開されることを前提として、プログラムのテーマ、開発された手法など具体的にその成果を記入すること。

(4) 変更承認申請書（別記様式 5-1～5-2）

共催決定通知を受けた後に申込み（申請）内容に重大な変更が生じた場合は、ただちに変更承認申請書を提出すること。

なお、変更の内容によっては事業の要件を満たさなくなり、共催できない場合がある。

## 8 その他

(1) 演奏家の決定

主催団体は、地域創造が選定した候補演奏家から事業に参加する演奏家を決定する（原則として 3 組、各 3 名まで）。

(2) 共催の表示

主催団体及び実施団体は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が共催している旨を表示すること。

【表示例】 共催：一般財団法人地域創造、共催：（一財）地域創造

(3) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(4) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、対象団体の決定又は負担金の支払い等の審査並びに事業報告書の作成に当たって、必要な書類の提出を求めることができる。

(5) その他

事務手続き及びスケジュール等について必要がある場合は別途定める。

また、事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造と主催団体が協議して決定する。

## 別 紙

## 5 経費負担（2）主催団体が支出する経費の対象経費

項 目	内 容
音楽・文芸費	楽譜・楽器借料、作曲・編曲等謝金、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、楽器運搬費、会場整理等人件費、会場借上料など
旅費・諸謝金	地域交流プログラム関連旅費、事業打合せ等旅費
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム・入場券等印刷費
消耗品費	事業に係る消耗品費
そ の 他	その他事業の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）

## 5 経費負担（3）実施団体が支出する経費の対象経費

項 目	内 容
音楽・文芸費	楽譜・楽器借料、作曲・編曲等謝金、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、楽器運搬費、会場整理等人件費、会場借上料など
旅費交通費	事業打合せ旅費
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム・入場券等印刷費
消耗品費	地域交流プログラムに係る消耗品費
そ の 他	その他事業の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）